

事業者の責務

事業系廃棄物は事業者には処理責任があります!!

- ◆ 事業活動に伴って生じた全ての廃棄物について、自らの責任において適正に処理をすること。
- ◆ ごみの発生抑制、再使用、再生利用等を促進することにより、廃棄物の減量を図ること。
- ◆ ごみの減量、適正処理等について、国や市等の施策に協力すること。

近年では、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）として、法令順守（Compliance）はもちろんのこと、3R（発生抑制：Reduce、再使用：Reuse、再資源化：Recycle）の取組や、循環型社会への貢献などが求められてきています。

事業系廃棄物の家庭系廃棄物としての排出禁止

町内会の集積所や、資源物常時回収ステーションは、家庭系廃棄物の集積所です。

**量の多寡、事業所の規模に関わらず、
事業系廃棄物を家庭系廃棄物として
排出することはできません!!**

廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するか、処理施設に自己搬入し、適正に処理しましょう。

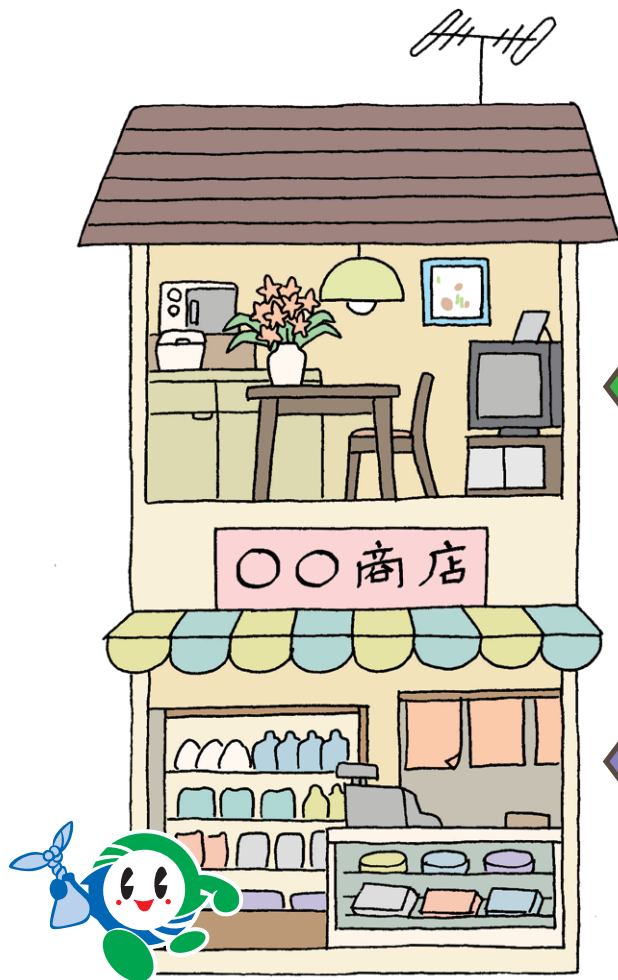


罰則

違反すると、不法投棄とみなされ、罰則が科されることがあります。

- 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこの併科（法第25条第1項第14号）
- 法人の場合は、3億円以下の罰金（法人重科 法第32条第1号）

●店舗兼住宅の場合



住居と店舗・事務所等の事業所が同一の建物であっても、事業系廃棄物を家庭系廃棄物として排出することはできません。各々分別し、適正に処理する必要があります。

家庭系廃棄物

家庭ごみのルールに基づき適正に分別、処理

事業系廃棄物

産業廃棄物、事業系一般廃棄物に分別し、許可業者に委託するなど適正に処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

- 第5条 事業者は、事業系廃棄物を環境の保全上支障がない方法で自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、製品その他の物が使用され、及び不用となった際の廃棄物の発生を抑制するとともに、再生資源及び再生品の利用の促進等に努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量等に関する市の施策に協力しなければならない。
- 第11条 事業者は、事業系廃棄物を環境の保全上支障が生じないうちに、自ら適正に処理し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者に適正に処理させなければならない。
- 2 市は、事業者に対し、事業系一般廃棄物を運搬すべき場所、運搬方法等適正処理に必要な指示をすることができる。